

営繕工事における 工事関係図書等に関する効率化

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長 小川 良典

1 はじめに

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工の確保に向けて、競争参加条件の緩和や地域外労働者等確保経費の精算、施工条件明示の改善、見積活用方式の活用など様々な対応策を実施しています。これら対応策の内容は、本誌No.84 P23～「官庁営繕工事における不調・不落対策」やNo.85 P38～「官庁営繕部における不調・不落対策の実施状況」に詳述しておりますので、そちらをご覧ください。

昨年より、工事書類については、特に小規模な営繕改修工事を取り上げ、工事書類の簡素化を進めてきました。その一環として、平成26年3月には、営繕工事全般を対象とする「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の取組み」（以下、「本取組み」）を全地方整備局等で進めることとしましたので、その概要をご紹介します。

本取組みは、国土交通省制定の工事請負契約書（以下、「契約書」）と契約書第1条の設計図書に従い、発注者が求める工事関係図書等（契約図書、契約関係書類、工事関係図書及び工事完成図書）を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡しまでの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的としています。

なお、工事書類に関する簡素化や効率化などは、既にいくつかの地方整備局等において実施されています。今回は、それらの実施状況を参考にし、整理・再編を行った上で、全国展開を図ったものです。

2 工事関係図書等に関する効率化 概要

本取組みは、以下のような二部構成の形式としてあります。

- (1) 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針（以下、「実施方針」）
- (2) 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）（以下、「実施要領（案）」）

「実施方針」では、工事契約後から工事目的物の引渡しまでに発注者が求める工事関係図書等の基本的な考え方を示し、それらを体系的に整理しています。「実施方針」には、工事関係図書等の効率化にあたり、統一的に地方整備局等が取り組むために必要な事項を記載しています。次に、「実施要領（案）」では、「実施方針」で示された基本的な考え方を基に、工事関係図書等の効率化についてより具体的に示しています。地方整備局等においては、この「実施要領（案）」を参考に、その地方特有の実情を考慮しつつ、工事関係図書等の効率化や簡素化などの具体的な取組みをまとめることとしています。ただし、当然ながら、本取組みを実施する際においても、工事目的物の品質確保が前提となります。

3 「実施方針」

(1) 工事関係図書の考え方

まず、「実施方針」では、発注者が求める工事関係図書について、どのような書類が該当するか基本

的な考え方を示しています。以下に該当する書類は、工事関係図書として発注者が受注者に提出を求めるものとしています。

①監督行為として監督職員の所持が必要な書類

設計変更協議等の監督職員の判断に必要な書類を指します。なお、監督行為とは、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日付け 建設省厚第21号）」第2章に規定する監督をいいます。また、監督職員の所持が不要な書類を確認する場合は、受注者に対して提示を請求するものとしています。

②発注者が行った監督の経緯を明らかにするために必要な書類

監督職員が、設計図書との整合を確認したことを説明するために必要な書類を指します。

(2) 工事完成図書の考え方

次に、以下に該当する書類は、工事完成図書として発注者が受注者に提出を求めるものとしています。

①維持管理に必要な書類

営繕を行う際に既設建築物等の確認に必要な書類並びに建築物等を利用していく上で、適正に使用及び保全していくために必要な事項をまとめた書類を指します。

②その他工事の記録等に必要な書類

当該プロジェクトの工事記録や広報のために必要な書類を指します。ただし、発注者が必要と判断した案件に限り必要最低限の範囲で求めるものとし、提出形式、部数等は設計図書に明示するものとしています。

(3) 工事関係図書等の明確化

最後に、上記の工事関係図書及び工事完成図書の考え方を踏まえ、発注者が求める工事関係図書等を以下のように定義しています。そして、これらを体系図として整理すると、図1のようになります。

①「工事関係図書等」とは、契約図書、契約関係書類、工事関係図書及び工事完成図書をいう。

②「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者

へ、または受注者へ提出される書類をいう。

③「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

④「工事完成図書」とは、工事完成時の提出図書等をいう。

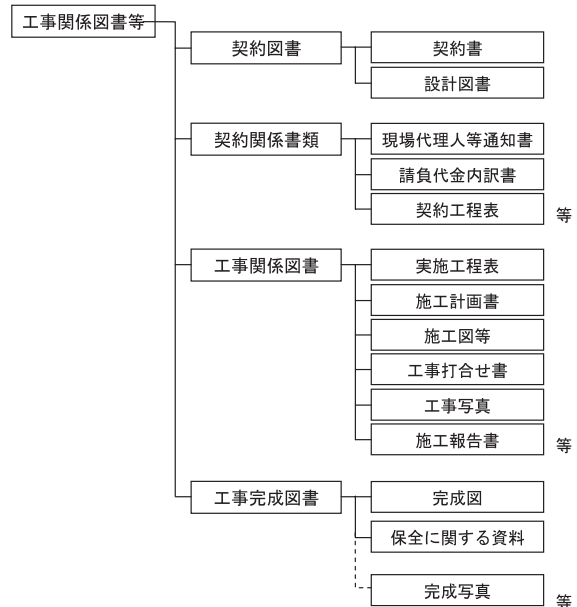


図1 営繕工事における工事関係図書等の体系図

4 「実施要領（案）」

「実施要領（案）」では、工事関係図書等の効率化に関する一つの具体的な取組みとして、「実施方針」で示された考え方を個別の書類に適用し、発注者が求める工事関係図書等の一覧表を例示しています。ここでは、その「工事関係図書等一覧表」の参考例（抜粋）を表1に示すこととします。

5 おわりに

公共建築工事の円滑な施工確保は、国の施策（例えば、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定））を着実に実行する上で重要な課題であると認識しています。国土交通省においても、更なる対策の充実や改善を進めていく所存です。

表1 工事関係図書等一覧表（参考例（抜粋））

作成時期	工事関係図書等					書類作成者		受注者書類作成の位置付け					備考		
	種別	※1 様式 番号	※2 標準書式	※3 書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出							
								監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	その他 監督職員 へ連絡			
契約時	契約図書	契約書	—	—	工事請負契約書	—	○	○							
		設計図書	—	—	—	現場説明書	—	○							
			—	—	—	質問回答書	—	○							
			—	—	—	特記仕様書	—	○							
			—	—	—	図面	—	○							
			—	—	—	標準仕様書	—	○							
—	(1)~(4)	—	説明書(建設リサイクル法第12条) * (別表1~別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条		○			○				発注後7日以内 建設リサイクル法対象建設工事の場合に提出する。		
—	—	—	契約書第4条(契約の保証)に基づく関係書類	契約書第4条 現場説明書		○		○							
契約直後	契約関係書類	現場代理人等通知書	B4 (1)~(2)	標準書1 (1)~(2)	現場代理人等通知書(別添経歴書)	契約書第10条 現場説明書		○	○					契約後14日以内	
		請負代金内訳書	B1	—	請負代金内訳書	契約書第3条		○		○				契約後14日以内	
		契約工程表	B2	—	契約工程表	契約書第3条		○		○				契約後14日以内	
		請求書	B5	—	請求書(前払金)	契約書第34条		○		○					
			—	—	前金保証証書	契約書第34条 本証書提出		○		○					
			B7	—	* 請求書(国債前金払)	契約書第40条		○	○						該当する場合に提出する。
		その他	B11	—	標準書4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	現場説明書		○	○					契約後1ヶ月以内及び追加購入時に提出する。提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
			B12	—	標準書5	火災保険等加入状況報告書	契約書第50条		○	○					加入後直ちに。
			B14	—	標準書7	工事実績情報登録報告書(工事カルテ受領書写添付)	標準仕様書		○	○					受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提出する。
		工事関係図書	施工体制	B15 (1)	—	* ISO9001認証取得活用監督業務等申請書	現場説明書		○	○					ISO9001認証取得を活用する場合に提出する。 契約後14日以内
工事開始時	契約関係書類	D24 (5)~(7)	—	* 契約後VE提案書(様式-1~3)	契約書第19条の2 現場説明書		○		○				契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
		—	—	* 施工管理技術者通知書	標準仕様書		○	○					設計図書に定められた場合、提出する。		
	施工体制	B8	—	標準書2	* 電気保安技術者通知書	標準仕様書		○	○					設計図書に定められた場合、提出する。	
		—	—	—	工用電力設備の保安責任者報告	標準仕様書		○	○						
		B9	—	標準書3	技能士通知書	標準仕様書		○	○					該当工種がある場合、提出する。	
		B10	—	—	技能資格者通知書	標準仕様書		○	○					該当工種がある場合、提出する。	
		B13	—	標準書6	緊急連絡体制	建築工事安全施工技術指針		○	○						
		—	—	—	* 工事安全計画書	現場説明書		○	○						
		C2 (1)~(5)	—	標準書10 (1)~(5)	* 施工体制報告書(別添施工体制台帳)	建設業法第24条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条 標準仕様書		○	○					建設業法第24条の7第1項に基づき作成し、写しを提出する。 なお、上記以外の場合でも、建設工事の適正な施工を確保する観点から、作成等を行うことが望ましいとしている。〔施工体制台帳の作成等について(H24.5.1付国土建第57号)〕	
		C1	—	標準書12	下請負人通知書	契約書第7条 現場説明書		○	○					下請決定後随時	
		—	—	—	作業員名簿	現場説明書		○	○					工事施工に先立ち提出する。	
		施工計画	—	—	—	総合施工計画書	標準仕様書		○	○					
	—		—	—	施工計画書	標準仕様書		○	○						
	—		—	—	* 総合評価計画書	契約書 現場説明書		○	○					総合評価で採択された技術提案がある場合に提出する。	
	—		—	—	施工図・機器承諾図	標準仕様書		○	○						
	その他	C4 (2)	—	—	* 再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	現場説明書		○	○					該当する建設資材がある場合、工事着手時、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。	
		C4 (3)	—	—	* 再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	現場説明書		○	○					該当する建設副産物がある場合、工事着手時、建設副産物情報交換システムにより作成し、提出する。	